

## 伊賀市公民館運営審議会規則

### (目的)

第1条 この規則は、伊賀市公民館条例（平成16年伊賀市条例第250号）第11条の規定により設置する伊賀市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に関し、同条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公民館事業の進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公民館の運営に関し必要な事項

### (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

### (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成29年12月25日から施行する。